

(実質化された人・農地プラン)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
河南町	北加納・南加納・寺田地区	2021年9月2日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.5ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内では、中心経営体になり得る認定農業者が2者(個人、企業)営農しているほか、大阪版認定農業者や河南町の基本構想水準を達成した耕作者も複数が営農している。
 しかし、耕作者の平均年齢は約74歳で高齢化が進んでおり、後継者未定の農地は10.7haで、地区の約77%に相当し、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区では、地域の若手農家が中心となって設立した法人「かののさと合同会社」が中心経営体となり、農地の集約化を進めていく。
 また、既存の認定農業者とも連携しつつ、地区外から参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、集落営農法人と一体的となって農地の保全と地域の活性化を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、188筆、8.6haとなっている。

○農地中間管理機構の活用方針

北加納・南加納・寺田地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を農地中間管理機構に貸し付け、同機構から中心経営体への転貸を進めていく。

中心経営体は何らかの事情で営農の継続が困難になった場合でも、農地中間管理機構の農地の一時保全管理機能を活用の上、速やかに中心経営体へ成り得る新たな法人等への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組んでいく。

○新規・特産化作物の導入方針

水稻を中心とした土地利用型作物以外に、収益性の高い水ナスや水菜などの園芸作物の生産に取り組んでいく。

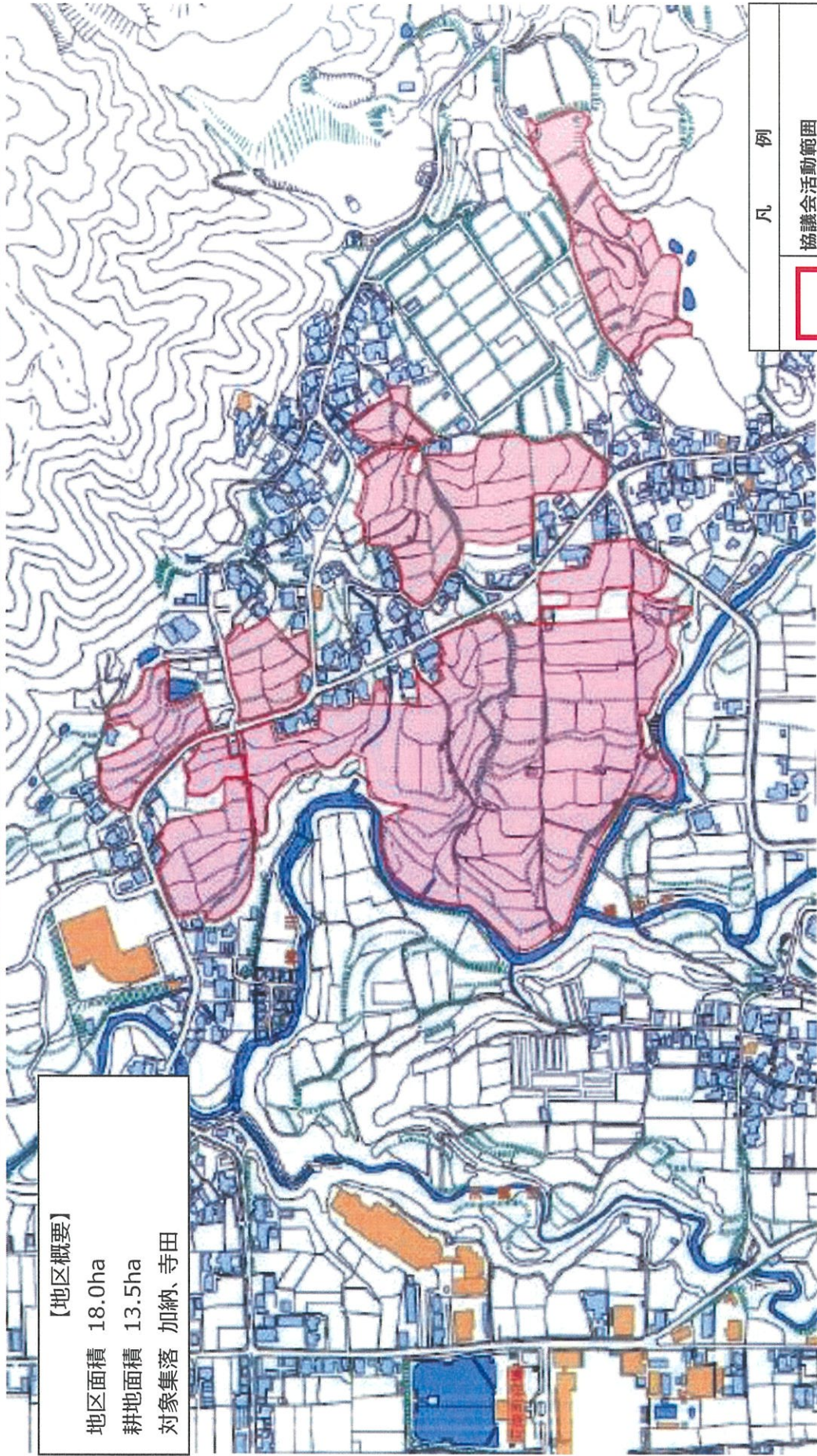
○鳥獣被害防止対策の取組方針

増加傾向にあるイノシシなどによる獣害を防止するため、獣害柵等の設置を進めていく。



○農地の保全・活用に向けた取組方針

国の多面的機能支払交付金や府単独の農空間づくりプラン事業などの補助金を活用することで、基盤整備を実施する区域のみだけでなく、地域全体の農地や農業用施設の保全管理に地域住民と連携して取り組んでいく。

北加納・南加納・寺田地区 人・農地プラン



【地区概要】
地区面積 18.0ha
耕地面積 13.5ha
対象集落 加納、寺田

凡 例	
	協議会活動範囲
	ほ場整備事業実施区域